文化政策部会運営規則 (平成二十二年二月 日文化政策部会決定)

(案)

文化審議会運営規則 (平成二十二年二月十日文化審議会決定) 第四条第五項の規定に基づき、 文化政策部

会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一 条 文化政 策部会 (以 下 「部会」という。) \mathcal{O} 議事 の手続きその他部会の運営に関 し必要な事 項 は、 文

化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)、 文化審議会運営規則に定めるもののほか、 この規則 の 定

めるところによる。

(会議の公開)

第二条 部会の会議は公開して行う。 ただし、 特別の事情により部会が必要と認めるときは、 この限りでな

\ <u>`</u>

2

部会の・ 会議 の公開 の手続きその他部会の会議 の公開 に関 し必要な事項は、 別に部会長が部会に諮 いて定

める。

(雑則)

第三条

この規則に定めるもののほか、

部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、

部会長

が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、 部会の決定の日(平成二十二年二月 日)から施行する。